

平成 26 年度

飼い主のいない猫の避妊・去勢手術費助成金交付制度

募集要領

野良猫に餌を与えるだけでは、飼い主不明の猫が集まり、子猫を生み、結果としてまた野良猫が増えてしまうことになります。

飼い主のいない猫を地域住民の方が適切な管理を行い、避妊・去勢手術をすることで繁殖を防ぐだけでなく、発情期の鳴き声やマーキングなどの行動を抑えることができ、猫による様々な被害を減らしていくことが可能となります。

HOKKAIDO しっぽの会では、地域で適正な管理活動を行っているグループに対して、避妊・去勢手術を行った際の費用の一部を助成します。

飼い主のいない猫活動を支援

地域猫とは、地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている、特定の飼い主のいない猫をいいます。

地域住民と飼い主のいない猫との共生をめざし、避妊・去勢手術の実施や、新しい飼い主を探して飼い猫にしていくことで、将来的に飼い主のいない猫をなくしていくことを目的としています。

野良猫も地域住民で適切な管理を行えば、猫による様々な被害を減らしていくことが可能となります。

【募集数】

予定数 100 匹（書類審査により決定通知を送付）

【申請期間】

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日

【助成額】

助成限度額 メス 1 匹につき 10,000 円、オス 1 匹につき 5,000 円

当会指定病院での避妊・去勢手術は当会で全額負担します

1.申請の要件について

(1) 対象の猫について

- ・北海道内に生息する飼い主のいない猫であること。
- ・地域の住民によって管理されている猫であること。
- ・北海道内の動物病院にて、これから避妊・去勢の手術を受けさせる猫であること。

(2) 申請者について

- ・北海道に住んでいる成人以上の方。
- ・当該地域住民であること。
- ・申請を行うグループ等の代表者であること。
- ・グループ全員の名簿を提出すること。
- ・助成金受領後は6ヵ月後に「現況報告書」を提出すること。
(必要に応じて翌年度以降も提出をいただく場合があります。)
- ・継続的に対象の猫について管理活動を行っていること。
- ・申請しようとするグループ等の構成員は他の地域で申請するグループ等に所属していないこと。

(3) 管理活動について

- ・餌やり場を固定し、置き餌をせずに片付け及び清掃まで行っていること。
 - ・トイレを設置し、定期的に清掃を行っていること。
 - ・個体識別などにより、管理している猫の頭数や健康状態について把握していること。
 - ・地域住民に対して活動状況等の周知活動を行い、理解を得られるよう努めていること。
- ※ 餌やり場及びトイレについては、自己所有地又は、所有者の承諾を得た土地であること。
(承諾書等の提出をいただく場合があります。)

2. 助成について

この制度は飼い主がいない猫の繁殖を抑制するため、当該猫に避妊・去勢手術をするグループ等の代表者に助成をするものです。

3.申請方法等について

(1) 助成金交付申請 【平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日】

申請に必要な書類

- ①飼い主のいない猫の避妊・去勢手術助成金交付申請書

※1匹につき1枚ずつ申請

※申請書に添付していただくもの

- ・申請する猫の写真（カラーで個体識別ができ、申請日より一ヶ月以内に撮影されたもの）
- ・申請者の証明書等の写し（免許証・住民票・保険証など、住所確認ができるもの）

② 申請者名簿

【申請方法】

上記書類を、HOKKAIDOしっぽの会事務局に持参し、申請していただきます。

※郵送、電話による申請は出来ません。あらかじめ、電話、メールで助成金希望の旨お知らせください。

手術は決定通知書が届くまで行わないでください。

(2) 可否決定通知書

- ・書類審査後、申請者宛に可否決定の通知書をします。
- ・通知書をお受け取りになってから手術を行ってください。
- ・決定日の翌日から起算して60日以内に当該猫の捕獲から手術までを完了させてください。
- ・期限までに手術を行わなかった場合、決定は無効となります。その際には、直ちにこの通知書を返還してください。

(3) 猫の捕獲について

- ・猫の捕獲は申請者及びそのグループ等で行ってください。
 - ・捕獲機の貸与を行っておりますが、数に限りがあるためお待ちいただく場合があります。
- ※ 猫の捕獲や病院へ連れて行く際の怪我・事故に関しては当会では責任を負いかねますので十分に配慮した上で行って下さい。

(4) 手術の実施

- ・手術前に必ず動物病院へ当会の「飼い主のいない猫の避妊・去勢手術助成金交付制度」対象の手術である旨を申出て、手術後は手術費用の領収書を貰ってください。
- ・避妊・去勢手術する際に、一見して手術済みの猫であることが分かるように、耳先に90度以上のV字カットを施す耳先カット（イヤ・ティッピング）を行ってください。喧嘩や怪我で出来た跡と識別する意味でも、90度以上のカットを施します。



90度以上

野良猫の「TNR」（捕獲して手術し、元の場にもどす）活動を20年以上前から行ってきたイギリスでは、この耳先カット（イヤ・ティッピング）を最も適切な手術済の識別方法として世界に進めています。世界で最も伝統のある愛護団体「王立動物虐待防止協会（RSPCA）」にもこの方法が認められています。日本でも東京や神奈川、大阪などの都市圏を中心に実施され、離れてもすぐに判別することができる方法として認知されています。

※当会の指定病院では耳先カット（イヤ・ティッピング）を実施しております

- ・捕獲、手術等に関し生じた事故等については、申請者の責任において処理してください。
- ・手術実施の際、病気その他によりショック死等の恐れもあります。
- ・手術後は元の場所に戻し猫の管理を継続するか、飼い主となる方を探していただくようお願いいたします。

(5) 助成金の請求

- ・報告及び請求はすべて申請者となります。
- ・手術終了後、10日以内に下記必要書類を当会事務局に提出してください。

- ① 飼い主のいない猫の避妊・去勢手術助成金交付請求書
- ② 避妊・去勢手術完了報告書
- ③ 動物病院の手術費用の領収証（宛名は申請者のお名前をお願いします。）

4.助成金の支払い

- ・当月に避妊・去勢手術を終えたメス猫(10,000 円/匹)、オス猫(5,000 円/匹)の助成金を必要書類確認後、随時申請者の口座に振り込まさせていただきます。
- ・手術費用が助成金の額を超えた場合の差額については、申請者の自己負担となります。
- ・当会指定病院での避妊・去勢手術代は全額当会が負担いたしますが、治療薬、入院した場合の宿泊費、マイクロチップ挿入の場合の費用は保護主が負担してください。

※申請時の注意点について

- ・「申請者・報告者・請求者」はすべて申請者となります。
- ・現況報告書に記載されている内容は、後日確認させていただく場合があります。
- ・現況報告書は助成金受領後「6ヵ月後」提出していただきます。（必要に応じて翌年度以降も提出していただく場合があります。）
- ・手術は必ず北海道内の動物病院で行ってください。また、TNRの場合は必ず耳先カット（イヤ・ティッピング）の施術をお願いいたします。
- ・手術が終了しても10日以内に手術完了報告書の提出がない場合は、助成を取り消しとさせていただきます。

<問い合わせ先>

認定 NPO 法人 HOKKAIDO しっぽの会事務局

〒069-1318 北海道夕張郡長沼町西 1 北 15

電話： 0123-89-2310 FAX： 0123-89-2311

E メール：info@shippo.or.jp